第二十五条の八の二第九項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「その他の」を「その他」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号ハ中「第五項」を「第六項」に、「第四項後段」を「第五項後段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する」を削り、「金融商品取引業者等（同号」を「金融商品取引業者等（法第三十七条の十一の三第三項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項各号中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十七条の十の二第一項に規定する政令で定めるところにより特定口座に移管がされた特定口座内保管上場株式等は、法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等のうち、当該非課税口座内上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として当該非課税口座内上場株式等が指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座から特定口座（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。第八項において同じ。）に移管がされたものその他財務省令で定める法第三十七条の十の二第一項に規定する上場株式等とする。

第二十五条の八の四第二項中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改める。

第二十五条の九及び第二十五条の十を次のように改める。

第二十五条の九及び第二十五条の十　削除

第二十五条の十の二第一項中「の譲渡以外の株式等」を「以外の株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。以下この条から第二十五条の十の十まで及び第二十五条の十一の二において同じ。）」に、「第百六十七条の七第三項から第五項までの規定の」を「第百六十七条の七第三項から第六項までの規定の」に改め、同項第二号中「同一銘柄の上場株式等」の下に「（法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条から第二十五条の十の十一までにおいて同じ。）」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同条第十項第一号中「行う」の下に「電磁的方法（」を、「利用する方法」の下に「をいう。同項及び第二十五条の十の九において同じ。）」を加え、同項第三号中「及び第十五号」を「、第十五号及び第二十三号」に、「又は第十五号」を「、第十五号又は第二十三号」に改め、同条第十二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改め、同項第二号イ中「第五項」を「第六項」に改め、同条第十三項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「その他の」を「その他」に改め、同条第十四項中「同項第十九号」を「同項第二十二号」に改め、同条第十五項第三号中「又は特定口座以外」を「若しくは法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号、第二十三号及び次項において「非課税口座」という。）に係る同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等（第二十三号において「非課税口座内上場株式等」という。）であった上場株式等又は特定口座及び非課税口座以外」に改め、同項第七号中「及び次号」を「、第九号、第十八号及び第十九号」に改め、「。以下この号」、「合併法人（以下この号」及び「出資（以下この号」の下に「及び第十八号」を、「ものを含む」の下に「。第十八号において同じ」を加え、同項第九号中「規定する分割法人の株主等に」を「規定する分割対価資産として」に改め、「この号」の下に「及び第十九号」を加え、「（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継法人株式及び当該分割法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた同項第二号に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産の交付がされたものを含む。）」を削り、同項第十号中「この号」の下に「及び第二十号」を、「をいう」の下に「。同号において同じ」を加え、同項第十七号中「次号」を「第二十一号」に改め、同項第二十号を同項第二十四号とし、同項第十九号を同項第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等で、当該非課税口座からの当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等の他の営業所に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座への移管により受け入れるもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）

イ　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等を当該特定口座に移管する旨、移管する非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管されること。

ロ　当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の一部の移管がされる場合には、当該移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄の非課税口座内上場株式等はすべて当該移管がされる非課税口座内上場株式等に含まれること。

第二十五条の十の二第十五項第十八号を同項第二十一号とし、同項第十七号の次に次の三号を加える。

十八　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等以外の株式等につき法第三十七条の十第三項第一号に規定する法人の株主等がその法人の合併（当該法人の株主等に合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、その取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式のすべてを、当該合併の日に特定口座（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他の財務省令で定める書類を提出した場合における当該特定口座に限る。）に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受け入れるもの

十九　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等以外の株式等につき法第三十七条の十第三項第二号に規定する法人の株主等がその法人の分割（同号に規定する分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）により取得する当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式で、その取得する当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他の財務省令で定める書類を提出した場合における当該特定口座に限る。）に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受け入れるもの

二十　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等以外の株式等につき所得税法第五十七条の四第一項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは親法人の株式又は同条第二項に規定する株式移転により取得する同項に規定する株式移転完全親法人の株式で、その取得する当該株式交換完全親法人の株式若しくは親法人の株式又は株式移転完全親法人の株式のすべてを、当該株式交換又は株式移転の日に特定口座（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他の財務省令で定める書類を提出した場合における当該特定口座に限る。）に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受け入れるもの